

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
(公社)日本生物工学会	4120905003123	公告費 学会参加費	330,400	-	9月12日 9月14日 9月19日 9月20日 9月28日	日本生物工学会の年次大会はバイオテクノロジーに関 わる研究者や団体等が参加する大規模な学会であり、 バイオテクノロジーに関する機構の業務成果を発信し、 関連情報を効果的に収集することができると思えらる ことから、当該学会に出展・参加するもの。 (学会大会1種のべ7人) 第70回日本生物工学会大会 附設展示会 出展費 248,400円 第70回日本生物工学会大会 参加費 82,000円 (=10,000円×4人、 14,000円×3人)	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。